

委員会提出第 2 号議案

府中市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 16 日

提出者 議会運営委員会委員長 杉 村 康 之

(説明)

委員会のオンライン開催に対応するほか、所要の改正を行うものであります。

府中市議会委員会条例の一部を改正する条例

府中市議会委員会条例（昭和31年9月府中市条例第20号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第8条 省 略</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。<u>ただし、</u> <u>予算又は決算の審査を目的として設置する特別委員会の委員</u> <u>長及び副委員長の選任は、議長が会議に諮つて指名すること</u> <u>により行うものとする。</u></p> <p>3 省 略</p> <p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p>第14条の2 <u>委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な</u> <u>感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集するこ</u> <u>とが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の</u> <u>状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以</u> <u>下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことが</u></p>	<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第8条 省 略</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。</p> <p>3 省 略</p> <p style="text-align: right;">【追 加】</p>

できる。ただし、第19条（秘密会）の秘密会は、この限りではない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

（公聴会開催の手続）

第23条 省略

2 前項の承認をしたときは、議長はその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第24条 省略

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を

【追加】

（公聴会開催の手続）

第23条 省略

2 前項の承認をしたときは、議長はその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第24条 省略

【追加】

含む。以下この項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中にその案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

(公述人の発言)

第26条 省 略

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 省 略

【追 加】

(公述人の決定)

第25条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中にその案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に片寄らないように公述人を選ばなければならない。

【追 加】

(公述人の発言)

第26条 省 略

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 省 略

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 省 略

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

4 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び第28条(代理人又は文書等による意見の陳述)の規定を準用する。

(記録)

第30条 省 略

2 省 略

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成

(代理人又は文書による意見の陳述)

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第29条 省 略

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

【追 加】

3 参考人については、第26条(公述人の発言)、第27条(委員と公述人の質疑)及び第28条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(記録)

第30条 省 略

2 省 略

【追 加】

は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録
(電子的方法、磁気的方式その他の知覚によつては認識す
ることができない方式で作られる記録であつて、電子計算機
による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うこと
ができる。この場合において、同項の規定による署名又は押
印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明
らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えるこ
とができる。

【追 加】

付 則

この条例は、公布の日から施行する。